石渡社会保険労務士事務所
連絡先:〒140-0011 品川区東大井 1-14-24-321
電話 :090-3805-5701 FAX :03-5460-7421
https://www.ishiwatasroffice.com/

iDeCo＋(イデコプラス)の導入について

社会保険労務士 1級 DC プランナー(企業年金総合プランナー) 石渡 和巳

iDeCo＋(イデコプラス)とは

①iDeCo＋とは、企業年金を実施していない中小企業の事業主が、従業員の老後の所得確保を支援できるよう、iDeCo に加入している公的年金の厚生年金被保険者である従業員が拠出する iDeCo の掛金に上乗せして、事業主が掛金を拠出する制度です。
②iDeCo＋は、加入者掛金に事業主が掛金を上乗せして拠出する制度であり、事業主が運営管理機関(金融機関)と個別に契約を結ぶものではありません。
③従業員がそれぞれ加入している iDeCo の運営管理機関は、同じである必要はありません。
④事業主が従業員の老後の所得確保を支援できることに加えて、事業主掛金は、全額が損金に算入されるという税制上のメリットもあります。

iDeCo＋導入時の留意事項

1. 事業主の要件

①企業型確定拠出年金、確定給付企業年金及び厚生年金基金を実施していない、従業員が 300 人以下の中小企業の事業主は iDeCo＋を実施できます。
②事業主が複数の事業所を経営している場合、全ての事業所の従業員の合計が 300 人以下であることが必要です。
③iDeCo＋を導入する際は、あらかじめ「事業主払込」用の登録事業所番号を取得しておく必要があります。

2. 拠出対象者と掛金の設定(原則)、納付方法

①iDeCo に加入している従業員のうち、事業主掛金を上乗せして拠出されることに同意した方が対象となります。
②加入者掛金と事業主掛金の合計額が月額 5,000 円以上 23,000 円以下の範囲で、加入者と事業主がそれぞれ 1,000 円単位で決定できます。
③事業主掛金の額は、基本的に、拠出対象者全員が同額となるように決定します。
④iDeCo に加入していない従業員に対して、iDeCo への加入を強制したり、事業主掛金のみを拠出したりすることはできません。
⑤加入者掛金を 0 円とすることはできませんが、事業主掛金が加入者掛金を上回ることは可能です。
⑥加入者掛金と事業主掛金を、事業主がとりまとめて納付します。
⑦拠出開始時期は、従業員への周知や、制度開始の手続に要する期間を考慮して決定します。

3. 拠出対象者と掛金の設定(例外)

①事業主掛金は、原則として、iDeCo に加入している従業員で上乗せ拠出に同意した方の全員が同額となるように決定しますが、一定の資格を設けて、該当する従業員のみに事業主掛金を上乗せして拠出することも可能です。
②また、一定の資格を設ける場合は、資格ごとに事業主掛金の額を設定することも可能です。
③一定の資格は、(i)勤続期間、(ii)職種、(iii)労働協約または就業規則その他これらに準ずるものにおける給与および退職金等の労働条件が異なるなど合理的な理由がある場合に区分する資格、に限ります。
④(ii)職種や、(iii)労働協約または就業規則その他これらに準ずるものにおける給与および退職金等の労働条件が異なるなど合理的な理由がある場合に区分する資格、ごとに掛金額を設定する場合は、あらかじめ就業規則などの社内規定等を整備しておく必要があります。
⑤就業規則などの社内規定等を整備する際は、当事務所までご相談ください。

4. 労使協議

①iDeCo＋の実施及び実施内容等について、厚生年金保険の被保険者の過半数を代表する者（厚生年金保険の被保険者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合になります）に提案し、協議（これを労使協議といいます）を行います。

②過半数を代表する者（過半数代表者）の要件は、下記の(i)、(ii)のいずれにも該当する者でなければなりません。

(i) 管理・監督の地位にある者でないこと。

(ii) 労使協定の締結等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者で、事業主の意向に基づき選出された者でないこと。

5. 労使合意と拠出対象者の同意

①iDeCo＋の実施について、厚生年金保険の被保険者の過半数を代表する者の同意を得る必要があります。

②一定の資格を設けて事業主掛金を上乗せして拠出する場合や、一定の資格ごとに事業主掛金の額を設定する場合も、厚生年金保険の被保険者の過半数を代表する者の労使合意を得る必要があります。

③労使合意の後、拠出対象者に事業主掛金の額など iDeCo＋の実施内容を通知し、事業主掛金を上乗せして拠出することについて同意を得ます。

6. 税制上の取扱い

①iDeCo の掛金は、小規模企業共済等掛金控除として、全額を本人の所得から控除できます。（控除処理は事業主が行うため、加入者本人の手続きは不要です。）

②事業主掛金は、全額を事業主の損金に算入できます。

iDeCo＋導入の流れ

1. 制度導入の検討

iDeCo＋を実施できる事業主の要件を満たしているかを確認します。

2. 拠出対象者の設定

①iDeCo＋では、基本的に、厚生年金保険の被保険者である従業員で iDeCo 加入者である方全員に、iDeCo 加入者の掛金に上乗せして事業主掛金を拠出します。

②ただし、一定の資格を設ける場合は、その資格を満たす方に対して事業主掛金を拠出することができます。

3. 掛金の設定

①事業主掛金の額は、iDeCo 加入者の掛金と合計して1か月あたり 5,000 円以上 23,000 円以下となるように、1,000 円単位で決定します。

②事業主掛金の額は、基本的に、拠出対象者全員が同額となるように決定します。

③一定の資格を設ける場合は、資格ごとに事業主掛金の額を設定することも可能です。

4. 労使合意と拠出対象者の同意

①iDeCo＋の実施について、厚生年金保険の被保険者の過半数を代表する者の同意を得ます。

②一定の資格を設けて事業主掛金を上乗せして拠出する場合や、一定の資格ごとに事業主掛金の額を設定する場合も、厚生年金保険の被保険者の過半数を代表する者の労使合意を得る必要があります。

③労使合意の後、拠出対象者に事業主掛金の額など iDeCo＋の実施内容を通知し、事業主掛金を上乗せして拠出することについて同意を得ます。

5. 事業主の手続き

①iDeCo＋の制度開始時期は、従業員への周知や、制度開始の手続に要する期間を考慮して決定します。

②事業主は、該当する従業員にその旨を伝え、早めに手続きを行うよう促す必要があります。

③iDeCo＋を導入する際は、あらかじめ「事業主払込」用の登録事業所番号を取得しておく必要があります。

6. 従業員の方の手続き

①iDeCo＋の実施に伴い、新たに iDeCo に加入

する従業員の方は、ご自身で運営管理機関へ「個人型年金加入申出書」を提出し、iDeCo の加入手続きをする必要があります。
②既に iDeCo に加入している従業員で、加入者掛金の払込方法を「個人払込」にしている場合は、「事業主払込」に変更する必要があります。該当する従業員の方は「加入者掛金納付方法変更届」を運営管理機関に提出し、お手続きください。
③iDeCo＋の実施に併せて、加入者掛金の額を変更する場合は、「加入者掛金額変更届」を運営管理機関に提出し、お手続きください。
④iDeCo＋の開始当初から事業主掛金の拠出対象となるためには、これら①～③の手続きが完了している必要があります。

7. 書類の作成・届出

①iDeCo＋の加入者掛金及び事業主掛金の拠出開始月の前月 20 日までに、国民年金基金連合会に届出書類を提出します。
（例）2025 年 4 月から事業主掛金の拠出をする場合は、2025 年 3 月 20 日までに届くように送付します。初回の事業主掛金の口座振替は 2025 年 5 月となります。口座振替の日は各月の 26 日で、金融機関の休業日に当たる場合は翌営業日となります。
②地方厚生（支）局にも提出が必要な書類については、国民年金基金連合会に 2 部提出し、うち 1 部を国民年金基金連合会が地方厚生（支）局に送付します。
③提出期限に間に合わない場合や、書類に不備がある場合は、制度の開始が遅れますので、書類の記入内容を確認のうえ、日数に余裕を持って送付してください。

【参考資料】

iDeCo 公式サイト（国民年金基金連合会）
https://www.ideco-koushiki.jp/

・SBI 証券のイデコ資料を希望の方は下記リンクよりお願いします。
https://search.sbisec.co.jp/v2/popwin/affiliate/openaccountlp/openaccountlp_190402_pc_ideco.html?adpr=af_partner_pc_sbi_ideco&waad=VzkKOia7